

令和6年度

# 事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 令和6年3月 －

## 令和 6 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 医会報編集部会	4
C. 情報技術 (IT) 部会	6
D. 法制・倫理部会	11
E. 経理部会	12
II. 学術部	
A. 先天異常部会	13
B. 研修部会	16
III. 医療部	
A. 医療安全部会	19
B. 勤務医部会	22
C. 医業推進部会	24
D. 医療保険部会	27
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	29
B. がん部会	34
C. 母子保健部会	40
V. 献金担当連絡室	44

# 令和6年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

## I. 総務部

### A. 庶務部会

#### 1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：定時理事会2回と、臨時理事会を1回、年3回開催する。
- (3) 常務理事会：12回開催する。
- (4) 幹事会：12回開催する。
- (5) 運営打合会：6回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。

#### 2. 日本産婦人科医会学術集会の実施

6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

令和6年度は九州ブロック（担当：大分県）、令和7年度は関東ブロック（担当：神奈川県）。

10年毎の節目の年は、本会が実施する。

#### 3. 連携・組織強化等の推進

##### (1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

###### 1) 月例連絡・月例報告の充実等

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、常務理事会等で確認した事項を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

また、必要に応じて、都道府県産婦人科医会とWebによる会議を開催する。

###### 2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

###### 3) 事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

##### (2) 組織の強化等

###### 1) 新規会員の加入促進の強化

既存の入会勧誘促進用パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討する。

また、有効と考えられる支援に関しても関係部等と検討する。

- 2) 新入会員に対する通知および会員情報管理
 

理事会で承認された新規加入会員に対して、会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を配付する。

会員の異動等を都道府県産婦人科医会と連携を図り定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。
- 3) 産婦人科施設情報データベースの管理
 

各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを更新する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。
- 4) 会員倫理委員会
 

必要に応じて、会員倫理委員会を開催する。
- 5) 利益相反管理委員会
 

必要に応じて、利益相反管理委員会を開催する。
- 6) プロジェクト委員会
 

必要に応じて、プロジェクト委員会を設置する。
- (3) 関係諸団体との協調
  - 1) 日本医師会・都道府県医師会等
 

日本医師会並びに都道府県医師会が行う事業に対し協力する。

日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、日本医師会主催「母子保健講習会」、日本医師会・こども家庭庁主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」等の運営に協力する。

各都道府県産婦人科医会における研修会開催等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会と連携を図る。
- 2) 日本産科婦人科学会
 

日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ拡大ワーキンググループや理事長・副理事長と会長・副会長間の会議を開催する。

公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。

「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編」の医会側委員の委員会等を置く。
- 3) 全国産婦人科教授との懇談会
 

本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。
- 4) 母子保健等関係団体
 

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本精神神経学会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。また、日本家族計画協会、ジョイセフ等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

日本産婦人科医会、日本看護協会、日本助産師会、日本助産学会と定期的な情報交換を行い、周産期医療の向上に努める。

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、JACDS勤務薬剤師会、日本女性薬剤師会等と協調を図る。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、こども家庭庁、厚生労働省等関係省庁と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部会が発行している出版物やアンケート調査等を把握する。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。

## B. 医会報編集部会

本会機関誌である医会報は、9月を除いて毎月会員に直接届けられている。インターネット、スマホの時代にあつて、紙媒体は時代遅れであるという意見もあるが、printed matterとして直接手元に届くという特性はこの時代にあつても貴重なものである。印刷されたものであるというこの特性は、医会報に掲載される記事にauthenticityを求め、かつ見た目の良さや読みやすさも要求する。この基本を大切にして本年度も、会員の皆様の手元に直接届く医会報の発行を続けていく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

#### (1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3) 読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。本年度は特に各地の活動の紹介に力を入れる。
- 5) 医会報保存用ファイルを作成する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。
- 8) 非会員の若手産婦人科医に対して、日本産科婦人科学会入会時などに本会医会報の周知を図る。

#### (2) 内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医業推進部会に依頼）
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を掲載「学術」（研修部会に依頼）
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）：特に本年は診療報酬点数改定年度にあたるため、各項目にわたり新設・改定事項を中心に解説
- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介に力を入れるとともに「新しい都道府県の代表紹介」「地域からの声」など、各地域の情報を掲載
- 9) 学術雑誌記事紹介「学海メモ」（編集委員担当）、新刊の紹介「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- 10) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- 11) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
- 12) 随筆・意見「コーヒーブレイク」（編集委員等担当）

13) 産婦人科等に関連する新聞記事の要約紹介「新聞切抜帳」(編集委員担当)

14) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載

(3) 特記事項

- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減する。
- 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
- 3) 写真や図表などを掲載し、印象よく分かりやすい誌面構成とする。
- 4) 情報技術(IT)部会との連携を図り、本会ホームページ閲覧への誘導を図る。
- 5) 日産婦医会、日産婦学会の新会長や新理事長の就任に際し、両者の会見・対談を企画し、記事を掲載する。
- 6) 産婦人科関連団体の情報については、本会会員に重要であるかを判断し掲載、周知を図る。
- 7) 時々のトピックについて随時、会員から原稿募集し、「特集」の形で掲載する。
- 8) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。

2. 委員会

医会報編集委員会を存置する。

## C. 情報技術（IT）部会

情報技術（IT）部会は、ホームページの運営、記者懇談会の開催そして医療のデジタル化、遠隔医療の推進を担当する。リニューアルしたホームページは、アクセス数、登録会員数とも、飛躍的に上昇し、デジタル発信での情報伝達量も増えている。記者懇談会とも協働し、本会の事業や活動、運営方針、今後の展望などを社会や会員に分かりやすく伝えることで、公益法人としての本会の信頼度をさらに高めることを目指して情報発信を行う。また、本会はデジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）を推進していくと共に、スピード感を持って遠隔医療を推進するための医療DXの基盤整備を行っていく。さらに新興感染症などパンデミック、大規模災害時等にIoTを利用した会員への支援を行う。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. ホームページの運用

HPの運営には、まず、ターゲットオーディエンスの明確化が必要となる。HPの目的や対象となるユーザーをより明確にし、それぞれのニーズに合ったコンテンツを提供する。昨年度の一部リニューアルによって、使いやすく、デザインも視覚的にも魅力的に変わった。今後はナビゲーションをより簡単に、さらに情報の整理も進めていく。そして、会員情報、イベント情報、医療情報など重要な情報は、最新で正確である必要がある。また、問い合わせ機能を提供することで、アクセス性も向上させる。さらにはソーシャルメディアプラットフォームと連携し、HPのコンテンツを共有し、ユーザーコミュニケーションを強化する。また、モバイルユーザーの環境を整え、検索エンジンの最適化を進める。そしてユーザーからのフィードバックを収集し、HPの改善点を特定していく。HPは、本会の情報発信やコミュニケーションの重要なツールである。上記のポイントを考慮し、HPの運営と更新を定期的に行い、価値のある最新情報を提供し続ける。

- (1) HPを中心にインターネット経由での本会情報を利用する会員数を増加させるべく、スマホ対応も含めたWebでの継続的な情報提供、さらに今までの本会の事業内容、従来の一般国民に向けたWebの役割に加えて、会員の利便性向上、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。会員向けと一般向けのコンテンツを整理し、サイトを独立させることにより、それぞれのユーザーの利用目的に合致した情報提供を行う。
- (2) ソーシャルメディアを利用し、HPの更新情報のさらなるアクセシビリティ向上を図る。
- (3) 会員については、ID/PASSWORD管理を利用し、セキュリティ向上を図るとともに、本会ホームページへのニーズをリアルタイムに把握し、ニーズに即したコンテンツを提供する。会員ID登録者増加を図るため、多様な会員環境に対応したコンテンツ提供も視野においた開発を検討する。
- (4) 日産婦医会報や研修ノートをはじめとする既存の本会の情報資産を、有効活用できるよう利便性の高い情報システムを構築し、会員の情報収集、研修への活用を図る。研修ノートはその利用を推進するため、HPサイト構築を変更し、一定期間をすぎたものは一般にも公開し本会活動を広報する。

- (5) シリーズで掲載する内容は自動更新、配信の仕組みを整備する。また定期的なコンテンツの更新について管理を行う。
- (6) 研修記事や配信動画での学習と本会研修記録や母体保護法研修会との連動を検討する。将来的にはeラーニングとして評価されるよう、日本産科婦人科学会との連携を進めていく。
- (7) 会員、非会員とも、若い年代もターゲットに本会について浸透を図る。情報発信に際しては、公益性、安全性に配慮する。
- (8) 各都道府県産婦人科医会からのビデオメッセージや学術集会、性教育指導セミナー全国大会、母と子のメンタルヘルスフォーラム等における講演のビデオ録画配信を推進し、会員への情報提供、研修機会の充実を図る。
- (9) 会員向け研修については、研修部会を中心に各部会と連携し、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの冠講座を新たな教育コンテンツとして開発、随時提供する。
- (10) 日産婦医会報、なかでも医療保険Q&Aや医事紛争対策などを医療保険部会、医療安全部会と連携し、医業コンテンツの開発を進め、随時提供する。
- (11) 産婦人科医の背景変化による出産・育児や介護などによる雇用就業対策の一つとして、離職防止、復帰に向けた研修、再就職へのリクルートサイトを整備する。
- (12) 人的資源の効率的利用のためアウトソーシングや広告掲載による実質的なコスト削減を図る。
- (13) 医会で取り扱い書籍等の申込窓口をHP内に設けて利用者の利便性の向上と事務局の業務軽減を図る。
- (14) 医会内の各部会の活動内容を会員に広く理解してもらえるよう各部会・委員会の次第・議案などをHP上に公開する。
- (15) 医会の医療政策に関する提言や立場の発信を強化し、産婦人科医療の発展に向けた環境づくりに貢献できるようなHPを目指す。
- (16) コンテンツの有効利用と発信力のシナジー効果をえられるよう日産婦医会報との連動、連携を図る。
- (17) DX対応とともに、スケジューラー機能を改編し、本会員への研修資料公開や保存機能を充実させる。
- (18) HP地域連携拡大事業として全国47都道府県と本会HPを統一書式でのリンクを進めているが、未だHPを整備できていない一部の県への支援を積極的に進める。整備完了後は医会HPより全国の医療機関の検索や相互利用の機能の追加を検討する。
- (19) 女性の健康Q&Aに（AI）チャットボットによる自動応答機能を付加しユーザビリティ向上を図る。
- (20) 会員からのフィードバックやウェブサイトのアクセスデータを分析し、サービスの改善や新しい取り組みの方針決定に活用していく。
- (21) 視聴覚障害者向けのアクセシビリティ対策を検討する。
- (22) セキュリティのインシデントを検知するためにログやアクセス履歴を監視し、不審なアクティビティを検知した場合に対処できる仕組みを構築する。
- (23) 定期的なデータバックアップを行い、災害やデータ損失時に迅速な復旧が可能なようにする。

## 2. 記者懇談会の開催

記者懇談会は14年間にわたり、日本記者クラブにおいて開催してきた。今後参加する報道メディアを拡大し、適切なテーマを選択する。本会に資するテーマは、繰り返し取り上げ、会員のみならず国民にとって重要な話題をタイムリーに提供する。さらに、記者懇談会の主な目的と具体的な目標を明確にしていく。

また運営に際しては、メディアが記事や番組で取り上げやすい開催日時と内容形式で情報発信を企画し、本会の活動が社会に広く理解され、メディアとの信頼関係をさらに構築するように努める。また、動画配信により、懇談会に参加しない会員も本会の活動としての記者懇談会の内容をホームページ上で閲覧可能としているが、引き続きその周知と利用促進に努める。以上より、産婦人科医療に関する正確で会員にとって価値ある情報を提供していく。

- (1) 原則として報道関係者を対象に月1回開催する。
- (2) 記者懇談会開催3カ月前からテーマについて具体的な議論を行う。
- (3) テーマは、各部会と密に連携し、常務理事会で決定する。
- (4) 従前より取り扱ったテーマとともに、時事的にタイムリーな内容を加え、本会の中長期の戦略に沿った企画を取り上げる。また記者側からの要望を考慮する。
- (5) テーマによっては、日本医師会や日本産科婦人科学会等の関係団体と協働して発表を行うことで、社会への注目度の向上を目指し、記事掲載率の増加に結び付ける。
- (6) 発表担当者は本会会員を中心に、適切な人材の登用に主眼を置く。
- (7) 記者懇談会を行った事項について目標とする成果を設定して、本会や会員の利益および対外的な評価を検討する。
- (8) テレビ、新聞、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌編集担当者などを中心に、参加者の拡大を検討する。そのために、参加募集は、案内状だけではなくオンライン登録フォームも利用する。さらに記者懇談会の開催の宣伝活動をWebサイト、ソーシャルメディアなどを活用する。また、イベント終了後、参加者からのフィードバックを収集し記者懇談会の改善に役立てる。
- (9) 小委員会を定期的に開催し、記者懇談会の内容がマスコミ報道等に及ぼした効果を検討し、年間計画や記者懇談会のあり方やテーマなどを定期的に議論する。
- (10) ホームページで発信する重要なニュースは、記者懇談会に登録したメディア宛てにも発信し、平時よりタイムリーな話題提供を行う。
- (11) 記者懇談会のホームページでの閲覧を増やして、会員が最新テーマを理解して、診療および対外的な活動に利用することを促進する。
- (12) 記者懇談会200回記念の開催を行う。

## 3. デジタル化・遠隔医療の推進

平成30年度から活動を開始した遠隔医療プロジェクト委員会は、妊産婦の在宅管理のための実証研究として、妊婦の家庭血圧の基準値作成、遠隔胎児心拍数モニタリング(iCTG)の導入、CTGネットワーク共同監視の推進を進めてきた。さらにオンライン診療・相談の普及事業の推進と実証を進めてきた。

今後は、これまでの取り組みにより、オンライン妊産婦健診や在宅管理が可能かどうかの検証と導入、全国での普及を進めていく。

さらに本年度からは、本格的に周産期医療情報ネットワーク体制の構築を主力事業として開始する。具体的には、周産期医療を対象とした母体搬送と地域医療情報連携システム構築のための実証を進めていく。本事業では、自治体および地域医療圏の医療機関で、地域内の産婦人科・開業助産師とシステムを連携し、妊産婦の情報等を共有し、サポートを行う体制を構築し、医療機関・自治体・妊産婦と医会で相互接続可能なデジタル化・標準化されたネットワークシステムの運用の一部を進めていく。また、その他にも新生児聴覚スクリーニング検査の精度管理、産婦健診による産婦のメンタルヘルス評価など、自治体におけるデジタル化された妊産婦情報の情報共有システム構築も、同時に進めていく。まずは、一部の地域で先進的に開始してその有効性を評価することで、全国展開も視野に進めていく。縮小する日本の中で、周産期遠隔医療の進化に向けた基盤を地域に提供することにより、安全かつ質の高い医療を妊産婦と行政に提供するための重要な事業である。

- (1) 周産期遠隔医療の実施に必要なテレヘルスケア基盤を整備し、高品質かつ安全なオンライン診療・妊産婦健診の導入を進めていく。そのためには、高品質なビデオ通話、モバイルアプリケーション、モニタリングデバイスなどの技術を活用し、効果的な遠隔医療を提供する。
- (2) 周産期遠隔医療では、母体と胎児の健康状態をリアルタイムでモニタリングするためのデバイスやセンサーの開発が進んでいる。地域におけるCTGネットワーク共同監視システムの全県での導入を目指す。と同時に、在宅による胎児モニタリング(iCTG)の活用により、早期の合併症や問題を検出し、適切な処置を施すことが可能となっており、在宅管理とオンライン妊婦健診そして救急搬送中のiCTGの普及を進めていく。また、AIと機械学習は、診断支援や患者データの分析において大きな役割を果たしている。今後、遠隔医療CTGの判読にAIを組み込み、医師の診断を補完し、安全な分娩管理とオンライン在宅管理を進めていく。
- (3) 周産期医療情報ネットワーク体制の構築を主力事業として開始する。具体的には、周産期医療を対象とした母体搬送と地域医療情報連携システム構築のための実証を進めていく。日本の医療情報ネットワークには、情報の非統一性と相互運用性の課題が存在し、効率的な共有や連携に影響を与えている。さらには、小規模な医療機関においては未だ紙の健康記録が使用されており、今後ますますデジタル化の推進が求められている。これらの課題に対しは、国、自治体、医療機関そしてテクノロジープロバイダなどと協力して、効果的な医療情報インフラストラクチャーを構築する。令和6年までに、周産期医療に関連する情報、リソース、データ、コミュニケーションのためのオンラインプラットフォームの構築を目指す。そして、行政を中心とした医療機関と妊産婦情報の連携を行い、本会は医療情報プラットフォーム、電子カルテ連携システム、メディカルエデュケーションプラットフォームなどの構築を進めていく。
- (4) 産後うつ予防のためのオンラインアプリを用いた産婦健診の導入やHPVワクチン接種に伴う、CLINICSやLINEなどを活用した相談・アフターフォロー体制構築など、必要とされるオンライン診療や相談のシステム構築と普及

を進める。

- (5) 周産期医療・遠隔医療は地域ごとに異なるニーズがあるため、地域別のカスタマイズされたサービスを提供する。
- (6) 医療機関への支援とトレーニングを行うため、医療機関に対して、テレヘルスケアの導入を支援し、医師や看護師のトレーニングを行う。
- (7) 妊産婦や患者に対して、オンライン診療の利用方法やメリットを啓発し、適切な利用を促進する。
- (8) 医療データのセキュリティとプライバシー保護を確保するためのガイドラインや規制を整備し、コンプライアンスを強化する。
- (9) 遠隔医療の保険請求と料金体系を整備するために、これまでの実証研究と学会報告などを行い、各部会と連携を進めていく。
- (10) オンライン診療の妊産婦データを収集し、医療の品質向上や効率化に役立つ情報を分析する。周産期遠隔医療の実施状況を定期的に評価し、サービスの改善点を特定し、適切な修正を行う。
- (11) 遠隔医療・オンライン診療に関連する法的規制とコンプライアンスを遵守し、リスクを最小限に抑える。
- (12) インターネット接続の普及と速度向上を促進し、インフラストラクチャーを強化する。
- (13) 携帯電話・スマートフォンの普及やHPの利用率増加を生かして、緊急時・災害時や重要事項を、本会から多くの会員に、効率よく情報伝達できるように、緊急速報メールなどの運用体制の整備を検討する。
- (14) 業務の効率化、デジタル化という観点から、デジタル決済の導入について検討を行う。
- (15) 災害時リエゾンなど、緊急時への対応についてメール、HP発信に加え、より即応性の高いSNSや携帯電話も連動させた連絡網作成について検討する。
- (16) 電子母子健康手帳のシステム構築を検討する。
- (17) ECのOTC化やNIPTの非認定施設での施行等の問題があるが、事案整理しデジタル化と組み合わせプレコンセプションケアやOC服用のオンライン管理など医会として予防医療を中心としたヘルスケア産業への参入も検討する。
- (18) 本会内では会務管理におけるキャッシュレス化を進める。
- (19) Google口コミなどデジタル化による新たな誹謗中傷対策も組織として対策を講ずる。
- (20) サイバーセキュリティ対策の強化と医師会・警察との連携強化と会員への指導を行う。
- (21) 電子カルテ情報の標準化を進める。
- (22) その他 デジタル化の推進。

#### 4. 委員会

ICT時代への適応と業務過多解消のため情報技術（IT）委員会では、年間11回のWeb会議を開催するが、おおむね3カ月に一回は集合会議とする。また、記者懇談会・遠隔医療プロジェクト運営のため、年2回程度の小委員会・部会を集合会議で開催する。事務局、委員の負担、コスト軽減を図りながら、機動的かつ効率的な委員会・部会運営を行う。

## D. 法制・倫理部会

### 1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導

母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。

経口中絶薬の運用や使用方法に関して、医会報や医会HPで情報提供する。

### 2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝

母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について、こども家庭庁・厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。

### 3. 母体保護法指定医師関連の諸調査

母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。

### 4. 母体保護法に関する啓発活動

日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。

令和5年度に改訂した会員必携No. 1『指定医師必携』並びにメフィーゴ<sup>®</sup>パックに関する小冊子を、令和6年度中に頒布する。

### 5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力

研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ協力する。研修会のための共通の資料を作成し、都道府県産婦人科医会に提供する。

### 6. 母体保護法の課題に関する検討

母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。

母体保護法の運用に関しての質問・照会が多く寄せられることから、都道府県の母体保護法指定医師審査委員会の担当者と共通認識を持ち、母体保護法の適正な運用・推進のために、母体保護法に関する実務者全国会議を開催する。

### 7. 医学的な倫理問題への対応

日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。

### 8. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。

### 9. 委員会

(1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。

(2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

## E. 経理部会

### 1. 公益目的事業活動の推進

会費収入については、高齢化に伴う会費減免会員の増加が予想される場所であるが、近年は入会者数が退会者・死亡者数を上回っているため、安定した収入状況となっている。今後も各事業部と入会者の増加について連携を図ることが必要である。今後の会費減収を想定した対応を検討し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に応じた業務執行のあり方を考慮しつつ、各事業部と連携を図り、公益社団法人として効率的かつ適正な公益目的事業活動を推進する。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりWeb開催となっていた定例会議・委員会等がWeb併用会議や現地開催が可能になるなど、徐々に従来の形を取り戻しつつあるが、会議費、旅費等の支出が予算どおりの執行とならなかったことによる剰余金が依然として発生している。

令和6年度においても、遊休財産としないための活用を検討する。

### 2. 公益目的事業経費の適正な執行・保有

医会は、公益社団法人として内閣府の認定を得ているが、財務については公益認定の三基準を満たしていることが必要である。

#### (1) 収支相償

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること。

#### (2) 公益目的事業比率

公益目的事業の費用が事業費・管理費の合計額の50%以上でなければならないこと。

#### (3) 遊休財産額保有制限

法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産が1年分の公益目的事業費相当額を超えて保有してはならないこと。

### 3. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

### 4. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各事業部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

## II. 学術部

### A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健・福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故や風疹、麻疹、インフルエンザ他の母児にかかわる感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層の取り組みを行う。

#### 1. 先天異常モニタリングの拡充

##### (1) 外表奇形等調査・分析の継続

- 1) 昭和47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果はICBDSRに報告し国際的に協力する。
- 2) 福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
- 3) 公立大学法人横浜市立大学との連携のもと、横浜市立大学附属市民総合医療センター内に設置されているクリアリングハウス国際モニタリングセンター日本支部に調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「年次外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。令和6年度においても同様の対応とする。
- 4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。日本産婦人科医会の協力モニタリング医療機関210施設からの回答数に減少傾向、また偏りが見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて一般産科医療機関の登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5) 昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

#### 2. タンデムマス・スクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

約20種の先天代謝異常症のスクリーニングを行うタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待

される。しかし、その連携体制の周知は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性についても検討を行っていく。

また、近年新たなオプショナルスクリーニング対象疾患に対する取り組みも活発化しており、特に2疾患を追加するための実証実験が行われる見込みのため産婦人科医会として必要性を見極め推進する必要がある。

### 3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

平成28年3月29日厚生労働省母子保健課長名で通知が出された新生児聴覚検査の実施推奨の通知を踏まえ、全出生児への検査の実施を推進するとともに、さらなる公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。公費負担実現の際には、その実施状況の把握など実情の把握および新たな課題の抽出も行う。

### 4. “風疹ゼロ”プロジェクトの推進

—先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動—

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がいまだ十分でなく、再び流行の兆しがある中で政府の令和2年風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する“風疹ゼロ”プロジェクトの推進啓発活動を行う。

- (1) 風疹の流行状況とCRSの発生を把握するとともにホームページや医会報を活用して会員および妊婦、社会への啓発を行う。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策等について関係各機関と協議、検討し、本会の掲げる“風疹ゼロ”プロジェクトの推進、実施工動をする。
- (3) 残り1年となる第5期接種の未受検者に対して積極的に推進活動を行う。

### 5. 出生前診断の影響、課題の検討

- (1) NIPTの進捗状況、課題点を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。またNIPTにおける検査の応用、発展状況の把握とともにその意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握  
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）  
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関わる問題点について検討する。

### 6. 葉酸摂取を含めた栄養や妊娠中のワクチン接種などをはじめとして、将来の母児に影響を及ぼしうる各種の要因についての啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。また成育基本法の施行に伴い、児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因（葉酸を含む栄養摂

取、体重管理、喫煙、飲酒、母体疾患、服用薬剤、感染症、メンタルヘルス、既往分娩、前児情報等)を包括的に扱うプレコンセンプション外来の検討も行う。

#### 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

## B. 研修部会

研修部会は、医学・医療の進歩への迅速な対応と医療事故防止の観点から安全な医療の追求を目的として、全会員に最新の医学・医療情報を提供していくことを目標としている。様々な情報提供の手段を駆使して、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を展開、推進する。

具体的な事業は、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページを用いた迅速な情報提供や医会 eラーニング導入への協力のほか、スマートフォンなどの電子媒体を用いた資料提供も行っている。

また、日本産科婦人科学会学術講演会の医会・学会共同企画である生涯研修プログラム、日本産婦人科医会学術集会プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力等を本年度も引き続き行っていく。

令和6年度は以下の事業を行う。

### 1. 研修資料の作成

#### (1) 令和6年度研修テーマ

令和6年度の研修テーマについて、研修ノートNo113・114を作成する。

例年と同様に最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、医会ホームページの会員専用ページに掲載および収録形式の検討およびスマートフォンでも見やすい収録の方法も検討する。

研修ノートは、冊子全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

##### 1) 「新生児のケア・アップデート」(No.113)

研修ノートNo. 89 (H24) の改訂版

執筆者：分担執筆者18名

##### 2) 「中高年女性のケア・アップデート」(No.114)

研修ノートNo. 63 (H11) No79 (H19) の改訂版

執筆者：分担執筆者19名

#### (2) 令和7年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

##### 1) 「プレコンセプションケア」(No.115)

執筆者：未定

##### 2) 「産婦人科診療 こんなときどうする？」(No.116)

執筆者：未定

### 2. 令和8年度研修テーマの選定

令和8年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

### 3. 生涯研修の充実に関する検討

会員の要望、研修内容、研修機会の利便性を生涯研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築・作成する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第76回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「近年の産婦人科医療の様々な課題を考える」と題して講演を企画する。

また、第77回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。

なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報として、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。

- (2) 研修ノートの電子書籍化を継続する。
- (3) 医会ホームページに研修関連のコンテンツを継続する。
- (4) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (5) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。

### 4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発行

研修ノートではup-to-dateな問題に即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

- (2) 日産婦医会報「学術欄」への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、医会報編集部会をはじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術欄」に掲載する。

- (3) 患者向け小冊子の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発行する。

### 5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編」の発刊に協力

### 6. 日本専門医機構認定産婦人科専門医更新申請のための支援体制の充実

日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の専門医更新を、安心して容易に申請できるよう支援するとともに、各都道府県産婦人科医会との連携を強化する。

7. 本会が作成した研修資材の全会員への提供に関する検討

本会が作成した研修資材を全会員に情報提供できる方策としてアクセス等の利便性を図るなど継続的に検討する。

8. 委員会

上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

### Ⅲ. 医療部

#### A. 医療安全部会

医療安全部会の主な事業は、偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業（母体安全への提言を含む）、母体救命法普及運営事業、妊産婦重篤合併症報告事業、会員支援、医療安全への方策（各種調査、マスコミ対応等）と多岐にわたるが、それぞれが密接に関連している。本年度は、「偶発事例報告事業」についての報告のWebシステム化に取り組む。産婦人科医療のより安全な提供体制の確保と維持のため、迅速かつ的確に各事業に取り組む。

##### 1. 医療の安全性の向上および安全教育

###### (1) 偶発事例報告事業（2004年～）

会員から報告される偶発事例を集計する。報告事例について分類し、分析・検討を行い、問題点などを抽出し、再発防止を目的に情報発信する。効率的に情報収集すること、会員および都道府県産婦人科医会事務局の負担の軽減を目的に偶発事例報告のWebシステム化に取り組む。

###### (2) 妊産婦死亡報告事業（2010年～）

###### 1) 妊産婦死亡事例検討

会員から報告される妊産婦死亡事例の臨床経過について、妊産婦死亡症例検討委員会において一例ずつ事例検討を行って、死因、医学的・医療的問題点、再発防止に向けた提言などを記載した症例評価結果報告書を作成して当該医療機関に送付する。さらに、報告書を取りまとめて「母体安全への提言」を発刊し、冊子を会員に配布して周知を図る。

###### ○ 2) 妊産婦死亡事例検討ワークショップ

2010年以降に本事業で蓄積された情報を利用し、原因疾患ごとに事例を検討し、課題を抽出して、系統的な再発防止に向けた提言を発出する。検討する疾患を決め、それぞれの疾患に関するワークショップへの参加希望者を公募し、妊産婦死亡症例検討評価委員会委員をファシリテーターとして対面形式のワークショップを行う。

###### (3) 妊産婦重篤合併症報告事業（2021年～）

妊産婦死亡報告事業と同様に報告される妊産婦の重篤合併症事例[脳出血、肺血栓塞栓症、周産期心筋症、羊水塞栓症、敗血症（劇症型A群溶連菌感染症を含む）、大動脈解離]について報告事例を検討する。その上で、妊産婦死亡報告事業の検討結果と合わせて、各疾患について救命のための対応、治療法、救命法、システム等について検討する。また、本事業は「産婦人科診療ガイドライン産科編2023」CQ506で報告が推奨(C)されたことを受け、報告事例について迅速に検討して報告書を作成できるように環境整備を行う。

###### (4) 母体救命法普及運営事業（2019年～）

日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）で定めたプログラムを用いた講習会の開催を通じて全国で母体救命法の普及が進むよう、都道府県産婦人科医会とも協働して取り組む。また、受講者の認定・更新などの業務を行う。海外のガイドラインや他学会・団体の指針をもとにプログラムの更新などの学術活動をJ-CIMELSに委託することで、講習内容の最適化をたえず検討

する。

- (5) 日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）の活動支援  
J-CIMELS設立7団体の一翼を担う立場から、J-CIMELSに委員を派遣し、各委員会での妊産婦の救命に関連する学術活動に協力・支援する。
- (6) 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）の活動支援  
JALA構成団体の一翼を担う立場から、協議会に委員を派遣し、各分科会で無痛分娩の安全性確保に向けた活動を支援する。よりスムーズな運営・管理ができるように、JALA事務局のあり方について検討する。また、無痛分娩実施施設が増加傾向にあるなかで、安全性を高めるための研修方法や有害事象事例の収集などについてJALAへ提案できるように検討する。
- (7) 胎児心拍数陣痛図の評価と対応に関する教育資料の提供
  - 1) 「胎児心拍陣痛図の判読と解釈・対応」小冊子  
令和5年度に改訂した小冊子を有料頒布する。
  - 2) 胎児心拍数陣痛図の評価と対応に関する動画作成  
小冊子の利用とその理解をより推進するための動画を作成し、ホームページ等で公開する。企業のサポート等も得て、会員がいつでも学習できるハイクオリティな教材とする。

## 2. 会員支援活動

- (1) 会員からの要請に基づく支援  
医療安全の確保に問題を抱え、支援を希望する会員（医療機関）に対し、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携をして個別に支援を実施する。
- (2) 産科医療補償制度の「別紙」に基づく支援  
日本医療機能評価機構（産科医療補償制度）の原因分析報告書で同一の指摘を複数回受けた医療機関（会員）に対し、同機構から送る報告書に、医会からの支援案内を同封して送付する。その上で、支援要請があった場合、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携して支援を行う。
- (3) 医事紛争事案に関する支援  
刑事事件や民事裁判であってもその判決が産婦人科医療に大きな影響を及ぼすと思われる事案については、都道府県産婦人科医会と連携し、意見書等を準備し積極的に支援する。必要に応じて小委員会形式等で専門家も交えた意見交換を行うなど、機動的に対応する。

## 3. 疫学的調査等

- (1) ジノプロストン頸管熟化薬と臍帯脱出の調査  
頸管熟化不全に対して、ジノプロストン頸管熟化薬が利用可能となったことを受け、メトロが本薬剤の使用に置き換わることで臍帯脱出に抑制効果が期待される。その効果と副作用の評価を行う。調査結果は会員に周知し、ジノプロストン頸管熟化薬の適切な使用法などについて提言する。
- (2) 産科医療の質の向上に関する調査  
実際の産婦人科診療における変化を定期的に調査する。産婦人科診療ガイドライン、母体安全への提言、産科医療補償制度からの報告書や提言などによって産科医療の安全性は向上していると考えられるが、実際の産婦人科診

療における変化、それに伴う重篤な母児の合併症の発生率の変化を調査し、さらなる産婦人科診療の向上に向けた提言を行う。

○ (3) 施設情報調査の情報の分析

施設情報調査をもとにJ-MELSベーシックコース受講者やNCPR有資格者の配置状況の把握、無痛分娩施行状況の把握を行う。

(4) 関連情報の収集

必要な資料を適宜作成するために、情報の収集、分析、検討を行い、会員への情報提供および対外的働きかけに活用する。

4. その他の医療安全のための活動

(1) 第33回全国医療安全担当者連絡会の開催

時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上に関連する情報の共有を行う。

(2) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載

医会報編集部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。

(3) 協力事業

関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供。

1) 羊水塞栓症の血清検査事業 (2003年～)

浜松医科大学で行っている同事業に協力する。

○ 2) いのち支える自殺対策推進センター (JSCP) との協働

国の『自殺対策白書』や妊産婦自殺情報の解析を通じて、妊産婦の自殺を防止するための提言などの作成と周知にJSCP並びに母子保健部会と協働して取り組む。

3) 産科医療補償制度 (2009年～)

日本医療機能評価機構と脳性麻痺児の周産期管理上の課題を共有し、会員に再発防止に向けた注意点の情報提供を行う。

4) 医療事故調査制度 (2014年～) への協力と会員への助言

医療事故調査制度に関連する事項について会員への的確な助言を行う。特に、死産をはじめとする産婦人科関連死亡について助言する。必要があれば、報告事例について検討し、フォローアップを行う。

5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

## B. 勤務医部会

勤務医部会では毎年分娩取扱い病院に対し、勤務医の就労環境についてのアンケート調査を行っており、わが国の勤務医の実態を調査分析して報告し、現状の把握と改善の糸口を模索し、産婦人科勤務医にとって有益な情報を提供することを目的として事業を行っている。本年度もこの調査を実施し、2024年度（令和6年度）からの医師の働き方改革を適切に遂行できるように資料を整える予定である。さらには、働き方改革においてB水準および連携B水準が廃止される2036年度に起こりうる問題に対してもさらに検討していくために、アンケートの内容も吟味していきたいと考える。

また、医師の働き方改革情報サイトの運営も、働き方改革に合わせ、充実させていきたいと考える。勤務医懇話会の開催に関しては、2024年からの医師の働き方改革で起こった問題を含めテーマを決め、本年度も引き続き開催を予定している。

今まで行ってきた年2回の「勤務医ニュース」の発行、さらに厚生労働省や日本医師会など関連団体との連携も進めながら、あらゆる産婦人科勤務医の就労環境の改善に向けて提言していきたい。COVID-19に翻弄されたこの数年ではあったが、収束した本年度も対面での会議とともに、Web（Zoom）などを活用し、働き方改革により発生する諸問題も含め、活発な活動を継続していく予定である。

勤務医部会では産婦人科勤務医支援のために、本年度の事業を以下のように計画する。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査  
本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査としては唯一の分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境の実態調査である。産婦人科勤務医の待遇に関する調査は平成19年より開始し令和6年度で18回目となり、女性医師に関する調査は平成20年より開始し17回目となる。  
本調査では、施設ごとの病院機能（分娩数・帝王切開数・母体搬送受入数）、男女医師数（常勤・非常勤）、勤務環境（当直回数・在院時間）、女性医師勤務支援体制（院内保育所・当直緩和）、フリー医師の勤務状況等の経時的变化を追っている。  
近年は、外勤（日勤・当直）の調査を追加し、一人の医師の複数施設における合計勤務時間算出を開始した。これにより、令和6年度に始動する『医師の働き方改革』の時間外労働時間の各水準に照らして在院時間を検討することが可能となった。  
令和6年からは、『医師の働き方改革』に伴う実質的な勤務環境改善状況の確認が必要となる。宿日直許可取得やB・連携B水準の申請状況、在院時間と勤務時間の比較、宿日直許可と休息の実態、外勤の変化の有無、自己研鑽の実態、長時間労働医師への面接指導の状況等も調査し、今後に向けた課題を抽出することを計画する。  
日本の分娩数は減少傾向であるが、妊婦の高齢化に伴い分娩はハイリスク化しており、夜間分娩を扱う産科医療の業務負担は必ずしも軽減していない。我々は、今後も『医師の働き方改革』を推進しながら、地域医療は崩壊させな

い、という大変難しい局面に立っている。本調査の結果については、報告冊子の発行、本会の定例記者懇談会、その他のメディアを通じて情報を発信し、問題提起していきたい。

## 2. 産婦人科医師の働き方改革情報サイトの運営

令和4年11月より「産婦人科医の働き方改革」をテーマにしたホームページを開設した。働き方改革に関する情報提供や自己診断ツールに加え、勤務医懇話会での発表者に依頼し各地の現状を伝える事例紹介の記事を順次掲載している。2024年4月の時間外労働制限適用に向け、産婦人科勤務医への幅広い支援を継続する。

## 3. 勤務医懇話会の開催

昨年度は、本年度から適応される医師の働き方改革への対策として「管理者・指導者に聞く医師の働き方改革への取り組み」をテーマに、東海・北陸ブロック各県推薦者にご発表いただいた。本年度は実際に動き出した医師の働き方改革について、現場でどのような変化があったかを「働き方改革スタート さあどうなっている？」(案)としてご発表いただく予定である。

## 4. 座談会の開催

過去には様々な立場にある女性医師やフリーの医師による座談会を行い、内容について「勤務医ニュース」で報告した。昨年度は世代間の考え方の違いにフォーカスしたが、本年度は働き方改革が実際に始まり、どのような苦労があるか、若手、指導者の両方の立場から意見を述べていただくような座談会を企画したい。

## 5. 「勤務医ニュース (JAOG Information)」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供することを目的とし、年2回発行する。アンケート調査結果や懇話会の内容は勤務医ニュースにも掲載する。

## 6. 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と連携を進め、性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、働きかけていく。

## 7. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

## C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的としている。その目的を遂行するためにこれまで無床診療所問題小委員会と有床診療所問題小委員会の2つの小委員会を設けて活動することを原則としてきたが、令和5年度からは、新たに発生した「出産費用の見える化」についての対応や、分娩費用の保険適用化の流れを受けて有床無床を問わず合同で対処すべき事項が増したので小委員会を設けず、全体で対応を行っている。併せて新型コロナウイルス感染に伴う分娩数の減少や受診控による経営悪化の問題、緊急避妊薬のOTC化の動きや経口中絶薬の承認、不妊治療の保険適用化への対応などの課題がある。分娩数の減少のみならず、人口減少および高齢化率の上昇を見据え、生涯にわたる女性の健康をカバーする医療を提供することで、学問的および経営的魅力を発信できるように、新たな診療分野への参入を戦略とした診療所の経営的基盤の安定を目指す。また医業推進にかかる情報提供の方法として、日本産婦人科医会HPなどの活用を図りDX対応も促進する。また、母子保健に関わる公的事業や政策に関する問題についても、対応を検討する。産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、庶務部会や関連する部会とともに政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言することを目的とした緊急対応機能も持つものとする。

### 1. 早急に対処すべき課題

#### (1) 出産費用に関する諸種の課題と対策について幅広く検討する。

特に喫緊の課題として「出産費用の見える化」についての対策として適切な分娩費用のあり方、その設定のための環境整備とともに分娩取扱施設の情報を妊婦さんにわかりやすく提供する方法についても検討するとともに環境整備を行う。

#### (2) 不妊症治療の保険適用化を受けて実施した不妊症の保険適用化後の実態調査を踏まえて具体的な問題点を抽出してその対応方法を策定・提言を実施する。

#### (3) 分娩費用の保険適用にむけての対策

中長期的には分娩や妊婦健診の現物給付化の阻止をあくまでも目指すが、万が一の場合への対応についても聖域とせず議論を開始する。本年度は単に出産費用の金額だけではなく、出産を取り扱うため必要なコストなどを医療経営の観点から検討するとともに、現在担保がなされていない妊娠期から産後のさまざまな医療、支援などについての報酬化など出産への依存からの脱却についても検討し、分娩費用の保険化や分娩数減少などでたちゆかなくなることを防ぐための資料を提供する。

#### (4) 分娩を取り扱う有床診療所の存続や継承に関わる問題について多角的に検討し、政府が進める働き方改革を見据えてその政策を有利に活用できるような提言を行うことによって産科有床診療所を支援する。新規開業への政策的支援とともに、現存の有床診療所の経営に対する援助を行政から引き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴えてい

く。学会サステイナブル委員会指針策定に参画してB水準がなくなる働き方改革の最終段階に向けて診療所が抱える問題点を解決する。

## 2. 今後とも継続して取り組む課題

- (1) 女性のライフサイクルを見据えて思春期のヘルスケアから老年期の在宅医療まで幅広く取り組むための提案を行い、今後成育基本計画で提示されることが予測される予防医学等を展開する方法を提案する。地域包括ケアシステムへの参入やオンライン診療の動向も把握する。
- (2) 無床診療所の経営改善に向けた調査検討を実施し、収益に寄与する保険診療上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて提案する。作成した骨子を医療保険部会等関係各部と協議の上、具体的な方策提言書を作成して会員に的確な情報を発信する。
- (3) 情報技術 (IT) 部会と連携を取りながらオンライン診療やオンライン資格確認 (マイナンバーカードを利用した資格確認) 参入に向けた準備をする。
- (4) 緊急避妊薬OTC化や経口中絶薬の導入に備えた対応を検討し、女性内科 (高脂血症高血圧など、特定疾患療養管理料を算定できるものを扱う) へのパラダイムシフトを具体的にTeachingする資料を開発するなど患者を適切な婦人科受診につなげる方策を検討し提言する。
- (5) 5年度に実施した「開業・新規承継から10年未満および開業準備中の産科有床診療所支援PJ」で実施した経営に関するアンケート調査を参考に提言を実施して新規開業・継承の相談に対応する。

## 3. 全国医業推進者伝達講習会の対応

医業経営に関する知見やアイデアを伝達するため各都道府県産婦人科医業推進担当者を対象として伝達講習会を毎年開催してきた。伝達講習会の開催はこれまで培われてきた方策にWebを併用したハイブリッド開催として医業推進担当者だけでなく広く会員に発信する。

## 4. 公的事業および医療政策に関する問題への対応

- (1) 産婦健診の公費負担の広域化を推進する。
- (2) 産後ケア事業・産婦健診事業が医業として成り立つよう検討し提言を行う。
- (3) 妊婦健診の現物給付化を阻止する。
- (4) 働き方改革に関する正しい情報を会員に伝達するとともに、各施設の経営が圧迫されないよう国に対して制度の柔軟な運用を働きかける。

## 5. メディカルスタッフ関連事項への対応

急速に進む医療の高度化・専門化・細分化に伴い、医療の質の向上とチーム医療推進のため、メディカルスタッフの役割が高まっている。その対応としてメディカルスタッフ生涯研修会を開催してメディカルスタッフの技量を向上させることに務める。有床診療所を対象としてCTG判読や母体救命、NCPRの研修を引き続き行っていくと同時に無床診療所に勤務するメディカルスタッフの研修にも目をむけ、OC/LEP服薬指導や避妊指導、経口中絶薬への対応などにも取り組んでいく。また開催方法は新型コロナ禍でも開催できるようにWebを

利用したハイブリッド開催も検討する。

6. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、医会報編集部会と協議の上で掲載する。

7. 喫緊の課題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科医業全般に関わる重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。内密出産対応チームへの参画をする。

8. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部門、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所連絡協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

9. 委員会

事業を円滑に進めるために医業推進委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。会議は特に新型コロナウイルス感染対策を考慮してWeb開催を実施して通常形式の開催は必要最小限に留める。

## D. 医療保険部会

令和6年度診療報酬改定を受けて、改定内容を分析し運用について迅速に検討する。今回の改定から新しい診療報酬の内容が6月診療分から適用されることになっているので、改定の要点をそれまでに会員に伝えていく。具体的には、産婦人科社会保険診療報酬点数早見表を改定し、5月には全国医療保険担当者連絡会を開催し全国の担当者に改定内容を伝達する。医療保険必携も改定を行い早期に会員に配布する。また医療保険委員会や各ブロックにおける医療保険協議会での議論を通じてこれを深める。

次に今回の不採択要望項目を見直し、次期令和8年度の診療報酬改定に向けて新たな要望事項を取りまとめ、必要に応じてエビデンスを示すための研究や調査を開始する。日本産科婦人科学会を始め女性医療関連の諸学会と緊密に連携を取りながら、その内容に応じて外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）・日本医師会などに要望を提出していく。

本年度は「出産費用の見える化」の内容が4月にWEB公開され、その後に出産費用の保険適用についても本格的に議論が始まる見込みである。現時点では出産費用のどの部分を保険化するかなど具体的なことは決まっていないが、医業推進部会と共に内容を検討し、また学会とも協調して医会の考え方を適切に厚生労働省などに示していく。

### 1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも様変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への意見具申を図る。

### ○ 2. 会員への刊行物の作成とその提供

診療報酬点数の改定に際しては、以下の刊行物を作成し、会員に提供する。発刊方法（ホームページや日産婦医会報の利用等）や、昨年度委員会での意見などを参考に、費用対効果の観点も踏まえて対応する。

#### (1) 医療保険必携の改訂

既刊の医療保険必携はいわゆる“青本”の主要部分の抜粋に加え、産婦人科診療における重要と考える部分をトピックスとしてまとめて、医会会員にとって見やすく有用性の高い冊子となるように編集し作成する。

#### (2) 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

発刊方式も考慮しながら、診療報酬点数が改定された際は、早急に「新点数早見表」を作成し、医会会員にホームページにて提供する。

### ○ 3. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応

診療報酬点数が改定された際は、改定内容が会員にメリットがあったかどうかを調査・検証し、低評価の項目は、問題点を分析して次期改定での適正化を図る。

また、診療報酬体系の不合理な点について検討し改善するよう提言する。

#### 4. ブロック会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

(1) 医療保険に関するブロック協議会や各都道府県医会研修会への協力

医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロックや各都道府県産婦人科医会の協議会や研修会に協力し、診療報酬点数表の解釈や運用上の疑義に速やかな対応を図る。

○ (2) 全国医療保険担当者連絡会

診療報酬点数の改定はもとより、点数の運用や留意事項への周知徹底を図るため、全国医療保険担当者連絡会を開催する。

(3) 医療保険に関する問題で、特に周知徹底を必要とする事項は、随時都道府県産婦人科医会の担当者を通じて医会会員の研修を企画する。

(4) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや都道府県から収集する。

#### 5. 疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達

疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達は、日産婦医会報やホームページ、または医療保険のブロック協議会、各都道府県研修会などの場を活用して行う。

(1) 医療保険運用上の疑義に関する解説、指導を図る。

(2) 診療報酬点数運用上の疑義については、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会に諮り検討する。

(3) 新たに発出された通達等で、重要なものは速やかに医会会員に伝達する。

(4) 主要な本会の見解、伝達事項は日産婦医会報に掲載し、その周知徹底を図る。

#### 6. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

#### 7. 委員会

医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

## IV. 事業支援部

### A. 女性保健部会

本部会は、周産期医療や婦人科がんに関する諸問題を除く、小児・思春期から中高年期に至る女性の健康問題について、現在注目されている課題を抽出し、調査・分析や資料作成を行い、できることから速やかに、産婦人科医、並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。平成30年12月に成立した成育基本法には、すべての妊婦、子どもおよびその保護者に対し、妊娠期から成人期まで切れ目のない支援を保証することが謳われており、本部会の活動を推進していくことはきわめて重要である。

性交同意年齢は引き上げられたが、引き続き意図しない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける施策を重点課題に取り組み、多様性を意識し、包括的性教育を含め発達段階に応じた健康教育を進める活動をしていく。コロナ禍は一応落ち着きを見せており、令和5年度に引き続き、対面での性教育指導セミナー全国大会の開催、性暴力・性犯罪被害者支援に向けての内閣府、警察、日本救急医学会、各被害者支援団体と連携・協力、さらに女性アスリートの健康向上/診療に関する支援、中高年女性の健康支援のほか、プレコンセプション・ケアの啓発に関する検討、女性の活躍支援へ向けてのキャリアと女性特有の健康課題についての啓発等、幅広い活動を展開していく。

#### 1. 性教育指導セミナー

性教育において必要な情報を学ぶとともに、メインテーマに沿ったシンポジウム等において、種々の見地からの発表と質疑応答を行い、集録集を作成し関係各署へ配布している。

第46回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：奈良）

メインテーマ：どうするネット社会の性教育～SNSの功罪を考える～

日程：2024年7月28日（日）

場所：ホテル日航奈良

開催形式の検討、講演テーマ等、開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集を作成する。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- ①第47回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2025年開催：埼玉県担当）予定
- ②第48回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2026年開催：宮崎県担当）予定
- ③第49回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2027年開催：高知県担当）予定
- ④第50回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（2028年開催：医会担当）予定

## 2. 思春期・成熟期の活動

包括的性教育を含めた発達段階に応じた健康教育を進める活動を行う。  
妊娠や性暴力などに関わる問題に関して、社会的な啓発と対応を図る。

### (1) 性に関する健康教育

令和5年度から、文科省主導の発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」が学校で開始された。小児期から人間関係や人との適切な距離感の学習やワークを行うと共に、性の正しい情報に触れ、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、また、被害に遭遇した際に助けを求められるようにすることを目的としている。なお、生命の安全教育の状況モニターを行うモデル校の活動も引き続き行われているが、これらの状況を注視し、現場に直接かかわっている教育関係者とともに包括的性教育への発展へ向けての活動を行うことを検討する。

近年、SNSの発達などにより、様々な情報を子どもたちが簡単に手に入れることができるようになってきているが、正しくない情報も多く、さらにSNSに関連した性暴力に巻き込まれるリスクが浮上している。子どもに正しい情報を伝えるためのスライドやマニュアルをブラッシュアップしていく。

#### 1) 性教育講演用スライド

本委員会では2023年にブラッシュアップした中学生向け性教育用標準スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」を広報していく。日本産婦人科医会のHPから入手できるようになっている。また、適宜内容をバージョンアップしていく。

さらに、子宮頸がんや乳がんを含めた女性に特有の「がん教育」についてもスライドを作成し、活用できるように検討する。併せて、思春期や若年女性へのHPVワクチン接種の推進、接種を産婦人科で行うことを推奨する活動を行い、女性の生涯のライフパートナーとなりうる産婦人科受診の第一歩につなげるように努める。

#### 2) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用の検討と啓発

学校現場において、児童・生徒から月経や妊娠ほか、性に関する質問を受けたときの対応に役立つ「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」を作成している。令和5年度作成の改訂版の活用と広報に努める。

#### 3) 各都道府県での性教育に対する取り組みの好事例を拾い上げ、紹介・共有することにより全国で活動が広がるよう検討する。

これまで進めてきた、15歳以下の予期しない/計画していない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動を継続して行っていく。

性教育のための産婦人科講師派遣窓口設置状況について、調査を行ってきた結果をもとに、先進県の取り組みを参考に今後の性教育を全国的に展開していく。

- 4) 令和3年～4年度までの2年間に行われた生命の安全教育のモデル事業の公開されている内容（文科省より提供）から、性教育に積極的かつ熱心に活動したと考えられる地域の教育委員会や学校を抽出し、教育状況についての聞き取りや包括的性教育についての医会との意見交換等を行うことを検討する。

(2) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動

一般社団法人女性アスリート健康支援委員会は、女性アスリートが、自身の月経周期に関連したコンディショニングや月経随伴症状、無月経などの月経異常などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るための活動を行っているが、この法人が主宰する産婦人科医向け講習会の実施や広報、資料作成等に協力する。産婦人科医向け講習会は2018年度に47都道府県すべてにおいて終了したがそれ以後、1年に1回程度の割合で講習会を開催している。また、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等にも参加を要請し、本年度もワーキンググループの活動を行う。なお、日本産婦人科医会と同委員会の構成団体であり、他の4つの構成団体と連携して活動する。

(3) 性暴力・性犯罪被害者支援に際しての連携と協力

1) 「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル（実践編）」および「性犯罪被害者診療チェックリスト」改訂版の活用。

2) 女性保健拡大部会の開催

性犯罪被害者への公的支援を統括する警視庁、警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、弁護士、精神科医、救急医、泌尿器科医、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。

女性保健拡大部会の今後のあり方や拡大部会の存在や意義について検討し、必要に応じて、医会会員へ広報する。

3) 日本救急医学会や外科系学術団体（日本小児外科学会等）との連携した性犯罪被害者支援の検討

被害者の初期診療をよりすみやかに有効に行うために日本救急医学会や外科系学術団体（日本小児外科学会、日本性機能学会等）と協力し、ワンストップ支援センターとの連携を図るための有効なシステムを引き続き検討する。

(4) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発

緊急避妊薬のオンライン診療やスイッチOTC化の可能性についての話題など、厚労省、日本医師会とも連携を取って情報収集し検討・周知していく。

3. 更年期診療に関して

総務省統計局による人口推計では2023年11月1日現在（概算値）の女性の人口は6,384万人であり、総人口の51.4%を占める。そのうち、更年期世代と考えられる40歳～59歳までの人口は1,724万人おり全女性人口の27%を占め、閉経後女性と考えられる50歳以上の人口は52.1%に及ぶ。この更年期世代から老年期女性における疾病予防・健康増進に婦人科としての関わりを推進する。またそのための適切な情報をアップデートし適時提供する。

更年期・高齢期女性に対する診療は、婦人科外来・オフィスギネコロジーの中心のひとつの大きな柱であるため、包括的な女性の健康を守る立場を推進し婦人科医によるかかりつけ医を目指し支援する。

働き方改革および女性の活躍など、社会制度と連動した婦人科的な女性労働者に対する支援を模索する。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

・「ホルモン補充療法（HRT）の実際・チェックシート」

- ・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」
- ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」
- ・「尿失禁の診療アルゴリズム」

など広報し、必要に応じてアップデートしてゆく。

また、受診者と産婦人科医をつなぐ既発行の小冊子についても、可能な限り内容のチェックとブラッシュアップを試みることを検討する。

(2) 更年期障害と就労女性についての基礎的調査を検討する。

1) 働く女性へのアンケート

日本産婦人科医会独自で、「働く女性における健康問題」を抽出するための基礎調査を立案することを検討する。結果に基づいた具体的な施策づくりを目的とする。

2) 企業の健康管理担当者、産業医および保健師へのアンケート調査を検討する。

○ 3) 企業の健康管理担当者、産業医および保健師向けに作成した「更年期障害」への理解・啓発・婦人科への受診推奨のためのスライドを理事会の承認を得た後に配布する手段を検討する。無料で配布し利用してもらうことを目的とする。

4) 企業の健康管理担当者、産業医および保健師向けに、「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」を作成することを検討する。

5) 会員医師が地域社会での講演等で利用できるように冊子やスライド等を作成する。

(3) 早発閉経・早発卵巣不全の診断と健康リスクおよびヘルスケアとしての治療と管理について、その啓発方法について検討する。

(4) 周閉経期・閉経移行期におけるOC・LEP使用に関する情報の提供を検討する。

- ・海外のガイドライン・ステートメント・指針を収集し、40歳以降のOC・LEPの安全な使用を目指した、具体的な管理の手引きとなる冊子の編集のための基礎的な資料を作成する。

(5) ホルモン補充療法（HRT）をめぐる世界的な動向、推奨とリスク管理について、新しい情報を収集しその信頼性を吟味・検討し、必要と考えられる情報を適宜会員へ反映する方法を模索する。

- ・2021年11月に天然型黄体ホルモン製剤（micronized progesterone; MP）が「更年期障害及び卵巣欠落症状に対する卵胞ホルモン剤投与時の子宮内膜増殖症の発症抑制」という適用をもって承認、販売が開始されたため、本年度は、具体的に本剤の特徴、メリット・デメリットを会員に周知することを検討する。

- ・2022年に発表された北米閉経学会のHRTに関するポジションステートメントの内容を吟味し、最新の世界的なHRTに関する動向を簡便に整理し周知するための準備を行う。

(6) 骨粗鬆症診療への積極的関わりを推進する。

- ・2024年には改訂版が発刊されるであろう「骨粗鬆症の予防と治療のガイドライン」を参考に、最新版の「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」の発刊を計画する。

(7) すでにある生活習慣病（脂質異常症、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病など）

の診断、管理に積極的に婦人科医が関われるようにするための「生活習慣病診療マニュアル」を、最新の各疾患におけるガイドラインを参考に、改訂することを検討する。

- (8) 過活動膀胱、骨盤臓器下垂・脱および腹圧性尿失禁に対し、薬物療法を行う前の実践すべき行動療法（膀胱訓練や骨盤底筋体操）の実際について、指導する医師、行う患者ともに理解しやすい動画の作成を目指し、その手順について検討する。
- (9) 高齢化社会を背景に増加している骨盤臓器脱に起因する疾患・症状に対するペッサリー等の各種デバイスの特徴と適応を紹介する一覧を作成し、外来で利用しやすい刊行物の作成を検討する。
- (10) 更年期診療、生活習慣病診療が、それにかかる診療時間や特別な管理の対価となるよう、会員の診療報酬向上を目的とし関連した保険収載されている医療制度の整理を行うことを検討する。

#### 4. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進を行う。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。

日本医師会の学校保健委員会（医会より宮国幹事が委員）を通して、文部科学省の学校保健に対する考え方の情報を得やすいが、これらを会員に広報、啓発することで子どもたちの健康教育や健康増進に寄与する。本年度の新規事項として、学校教育の中に「生命（いのち）の安全教育」が組み込まれることから、産婦人科領域における性教育について、啓発するような活動を行っていく。また、学校医の全国大会などに、産婦人科領域のテーマを盛り込むことにより、思春期の性の諸問題などについて、学校医に直接考えていただく機会を増やす。

また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力する。

#### 5. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を設置する。

## B. がん部会

令和6年度は、精度の高い子宮がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動、HPVワクチンの接種率向上に向けた活動、乳がん検診への産婦人科医の参入に向けた活動と支援、また子宮体癌、卵巣癌への対策を主な事業計画として、がん対策委員会メンバーを中心に活動していく。また関係各団体と協働して厚労省等へ働きかけを行っていく。

### 1. 精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動

#### （1）わが国の現状を踏まえたHPV検査導入法（HPV検査上乗せ検診、細胞診/HPV検査併用検診）の理解と普及に向けた活動

日本産婦人科医会は子宮頸がん死亡の減少だけでなく、妊孕能並びに女性のQOLを堅持するために高度前がん病変（HSIL）の発見にも力を注いでいる。そのためには感度が高く将来のリスク予測も可能なHPV検査の導入・普及が必要である。

厚生労働省はHPV検査導入にあたり、「5年毎のHPV検査単独法（30～60歳）」を推奨している。しかしながら子宮頸がんの罹患率・死亡率の増加に歯止めがかかっていないわが国においては、現状では受入れがたい導入案である。

日本産婦人科医会は、がん対策委員の先生方の意見をもとに、わが国の現状を踏まえた現実的なHPV検査導入法、すなわちHPV検査上乗せ検診（第一推奨）を提示した。

- 厚生労働省に対して、わが国の実情・子宮頸がん検診の現状、並びにHPV検査上乗せ検診（HPV検査/細胞診併用）への理解を働きかけていくとともに、HPV検査上乗せ検診の普及に向けた活動を行う。
- （2）子宮頸がん征圧に向けた日本産婦人科医会、予防医学中央会共同事業  
HPV検査、LBCの普及を目指し、平成28年度（2016年度）～令和5年度（2023年度）にかけて8年間、日本対がん協会と共に事業を遂行してきた。活動の成果として数多くの自治体でLBCが導入され、また一部の地域ではHPV検査も導入された。  
本年度は予防医学中央会をパートナーとして、LBCの普及、HPV検査の導入を中心に以下の事業を展開していく。

#### 内容

1. HPV検査上乗せ検診の普及に向けた活動
2. LBC（液状化細胞診）の普及に向けた活動
3. HPVワクチン接種率向上に向けた活動
4. 未受診者対策のための自己採取HPV検査の運用法の検討並びに推進

#### 開催概要

共催：公益社団法人日本産婦人科医会、公益財団法人予防医学事業中央会

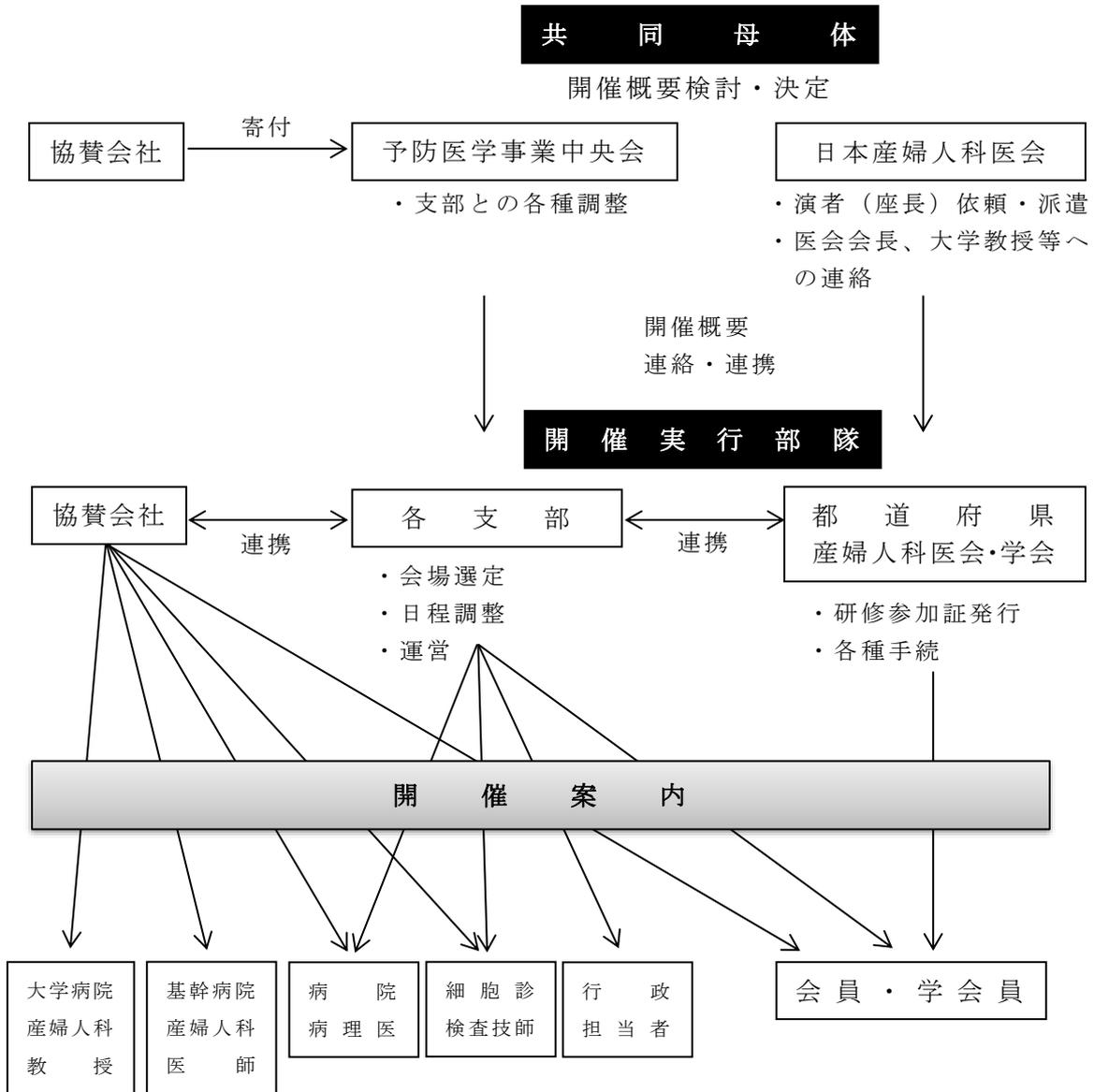
開催候補地：東京、愛知、大阪、福岡など

開催時期：令和6年度

対象者：日本産婦人科医会会員、日本産科婦人科学会会員、行政担当者、市

町議員、細胞検査士、病理医等

<開催スキーム>



## 2. HPVワクチンの接種啓発活動

HPVワクチンは2013年6月から8年以上にわたって、積極的接種勧奨が差し控えられていた。このワクチンの有効性・安全性に関するエビデンスが蓄積されたとともに、われわれは地域と連携して「草の根運動」を展開してきた。このような地道な活動が呼び水となり、「HPVワクチンの積極的勧奨再開を目指す議員連盟」が発足し、2022年4月からHPVワクチンの積極的勧奨が再開された。

2023年4月からは9価HPVワクチンが定期接種に導入された。また男性接種の定期接種導入に向け議論がはじまった。HPVワクチンは今まさに過渡期を迎えている。2024年度は以下の項目を中心に活動を進めるが、併せて地方やメデ

ィアへの働き掛けも強化していく。

- ・ HPVワクチンの啓発を引き続き実施し、有効性と安全性について周知していく。予防接種ストレス関連反応（ISRR：immunization stress-related responses）についての理解を広め、適切かつ安全な接種に繋げる。
- ・ キャッチアップ接種制度（2025年3月終了／初回接種は2024年9月まで）について、対象者や接種可能な期間など更なる周知に努める。
- ・ 男性への定期接種導入は子宮頸がん等女性への効果も期待できることから、国への早期承認を働き掛ける。また、子宮頸がん予防を念頭に男性への9価ワクチンの早期承認の重要性を発信する。
- ・ HPVワクチンが取り上げられるようになったがん教育やHPVワクチンに関する知識等の普及啓発を担う学校の支援につながるよう、地域の医療機関との連携などをサポートする。
- ・ ワクチン接種を行う地域の医療機関を支援し、HPVワクチン接種後に生じた症状への適切な対応方法や協力医療機関との連携体制などの周知を行う。
- ・ HPVワクチン接種の啓発を目的に作成した資材を活用し、引き続き全国の医療従事者への啓発・教育活動を実施する。
- ・ 9価HPVワクチンと既存のワクチンとの効果、安全性の違い等、情報提供を行う。

### 3. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

- (1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も積極的に行う。
- (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、昨年引き続き日本女性医学学会などとの共催によりプレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。
- (3) 本会のHPに「乳がん検診研修コーナー」をアップし自己研修を可能にしたが、本年度はさらに模擬試験などを含めコンテンツの充実を図る。また日本産婦人科医会、日本産婦人科乳腺医学会等と連携して、研修資料の作成、各地での研修会開催、自己研修可能施設の紹介等を行う。

### 4. 妊娠・産褥期およびプレコンセプションにおける乳がん検診の啓発と普及

妊娠期および産褥期に発見されるいわゆる妊娠関連乳がんは進行例が多く予後が悪いことが知られている。発見の遅れが予後不良の最大の原因である。そもそも妊婦の大半を占める40歳未満の女性は対策型検診の対象になっていない。その理由は、死亡率減少効果が証明されているモダリティが無いこと、症例が少ないことから費用対効果が低いことが挙げられる。しかし妊娠関連乳がんへの対応は、単なるがん対策ではなく、次世代の命や健康を守るという成育基本法の理念に沿うべきである。すなわち早期癌で発見できれば、死亡率減少だけでなく児の命を守ることができる。

また妊娠を望む女性への、プレコンセプションケアとしての乳がん検診により妊娠前に早期発見することができれば、卵、胚あるいは卵巣凍結など妊孕性を温存した上で標準治療を受けることが可能となる。

さらに若年女性の乳癌はHBOCなど遺伝性乳癌のリスクが高いことから、卵巣癌のサーベイランスも必要となり、この点からも産婦人科医にとっては重要なテーマである。

国は、がん治療前の妊孕性温存への助成を2021年度から、またARTなど不妊治療の保険適用を2022年度から実施することを決定するなど、リプロダクティブヘルスへのサポートを強めている。成育基本法に基づいた乳がん検診に対する支援が求められよう。

妊婦を含む若年女性の乳がん検診の意義の啓発を進めるとともに、検診体制の確立・普及を図っていく。

- (1) 妊娠関連実態を明らかにするために症例の収集を行う。

昨年報告された日本産科婦人科学会のアンケート調査(2018年1月～12月)妊娠関連乳がんとして9,823例中13例、約1,250例に1例認められることがわかった。この数字は従来報告されていた3,000例に1例に比べて2倍以上の極めて高い頻度である。若年女性の乳がん罹患率の上昇および妊娠年齢の高齢化により今後も増加していくと考えられ、引き続き情報の収集を行っていく。

- (2) 成育基本法に則った妊婦および若年女性(プレコンセプションケア)の乳がん検診の必要性を、当該女性のみならず、産婦人科医、乳腺専門医、助産師等に広報していく。

- (3) 乳房超音波検診を中心とした妊婦および若年女性(プレコンセプションケア)の乳がん検診体制を構築し、可能な地域からスタートする。

上記(1)および(2)を推進するため、妊娠女性および若年女性の乳がん検診において必要となる知識と技量の習得を目的とした講習会を、日本乳癌検診学会の後援を得て行っていく。同講習会の開催については、本年度も引き続き日本産婦人科乳腺医学会および日本乳癌検診学会の理事長および理事会の了承を得ている。

- (4) (1)で述べたように日本産科婦人科学会のアンケート結果などをもとに、妊娠女性およびプレコンセプションにおけるブレストアウエアネスおよび乳がん検診の必要性をガイドラインに記載できるように働きかける。

- (5) 日本産婦人科乳腺医学会と連携して、乳腺疾患管理に対する知識、技量を備えた、乳房超音波検査ができる(精度管理中央機構の超音波検査試験合格者)エキスパート助産師を育成する。

- (6) これらの事業を進めるために、日本産科婦人科学会(広報、教育、研究)、日本産婦人科乳腺医学会(広報、教育、エキスパート助産師の育成)、日本乳癌検診学会(検診)および助産師会(広報、エキスパート助産師の育成)との協議を始める。

## 5. 経膈超音波検査を導入した婦人科がん検診の意義と普及に向けた活動(増加傾向にある卵巣がん、子宮体がんに対する対策)

背景:(1)近年、わが国においては卵巣がん、子宮体がんの増加が著しい  
(2)子宮がん検診に経膈超音波検査を導入している地域がみられる

(3) 経膈超音波機器が普及しており、またその性能が向上している  
婦人科超音波検診研究会議・パイロットスタディ：

子宮がん検診で来院した女性に経膈超音波検査を併用することにより、  
卵巣がん、子宮体がんの発見数を増やすことが可能かを検討。

(1) 子宮がん検診に経膈超音波検査を導入している地区の現状把握

(2) 検診で発見された卵巣がん、子宮体がんの発見契機、進行期等  
を集計

(3) 経膈超音波検査導入地区と非導入地区での検診発見卵巣がん、  
子宮体がんの早期がんの率等を比較

今後このスタディへの参加地区を増やし、データを集積して、論文発表  
を目指す。

## 6. エビデンス (EBM) に基づいたHPV検査、LBC等の有用性の検証

国内各地域で実施されているHPV検査やLBCのデータを集約し、本邦のデータ  
としてまとめる。またがん部会独自で多施設共同研究を行い、エビデンスを蓄  
積する。得られたEBMデータをもとに、これらの有用性を国、自治体にアピー  
ルし、全国的な普及への礎とする。

### (1) HPV検査併用検診のEBM

全国8地域におけるHPV検査併用検診のデータ解析により、HPV併用検診は  
細胞診単独検診時代に比べ、 $\geq$ CIN2、 $\geq$ CIN3の発見率が各々、2.1倍、1.8倍  
と上昇がみられ、その有用性が検証された (Int J Gynaecol Obstet 2021  
Oct4. doi:10.1002/ijgo.13961, Mol Clin Oncol 13:22, 2020)。

医会はこれらのデータをもとに併用検診を国にアピールしていくととも  
に、follow up dataを蓄積していく。

### (2) LBCのEBM

われわれはすでにLBCは従来法に比べ不適正検体が有意に減少することを  
示した (Jpn J Clin Oncol 2019;1-8)。

○ 本年度は、日本対がん協会支部の子宮頸がん検診データを分析し、液状化  
細胞診ががんを含むCIN2以上の高度病変検出に有用か否かを検証する。

### (3) LC1000(剥離細胞分析装置)の子宮体癌補助診断としての有用性の検証

われわれはすでに医会主導の多施設共同前向き研究により、LC1000 (剥離  
細胞分析装置：細胞のDNA量の分布から細胞増殖能を反映した独自の指標で  
あるCPIx値を算出する医療機器)の子宮体癌補助診断としての有用性の検証  
試験をスタートしている。LC1000の有用性を検証し、産婦人科医が子宮内膜  
細胞診に積極的に参画する素地の形成に努める。

### (4) 妊婦における至適細胞診採取方法に関する検討

妊婦を対象とした細胞診データを後方視的に集積、検討し、至適な細胞採  
取法を見出す。厚労科研、宮城班の「妊婦健診として行われる子宮頸がん検  
診の有用性と適正実施方法に関する研究」に医会がん部会が参画し、共同研  
究を行った。データを解析し、論文化をすすめる。

### (5) 妊婦健診時の子宮頸がん検診におけるHPV検査の有用性の検討

妊婦を対象とした細胞診検査は偽陰性が多い。HPV検査の導入が精度向上  
に寄与するか、パイロットスタディを企画する。

### (6) HPVワクチンの有効性と安全性に関するEBM

われわれはすでに多施設共同研究から、HPVワクチン接種により前がん病変（CIN）が有意に減少することを確認している（Hum Vaccin Immunother 2020 Oct 29:1-5）。本ワクチンの世界のエビデンスを引き続き収集し、その有効性、安全性を評価し、接種促進に向けた資料作成をすすめる。

（7）子宮頸がん検診における未受診者対策としての自己採取HPV検査の検証

すでに欧米の数か国では自己採取HPV検査が検診プログラムに取り入れられている。それにより未受診者の検診率上昇効果が確認されている。日本では職域検診等でこの検査がスタートしている。その精度と至適方法の検証の必要性がせまられている。

本検査法の評価と至適トリアージを確立するため、がん部会主導で「自己採取HPV検査の精度の検証と至適運用をめざした日本産婦人科医会・がん部会の臨床研究」を行った。データの集積が終了し、論文化を進めている。

7. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

8. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

## C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療の提供体制を構築するため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない周産期医療を提供できるシステムの整備を支援するため、以下の事業に取り組む。

### 1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、育児不安を解消すること、健全な母子関係を成立させることなどを含む、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制の検討を行い、その整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待や妊産婦の自殺予防につなげる。さらに、妊産婦および社会全体に向けて、母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、各都道府県産婦人科医会にも本事業の推進を呼びかけ、その活動を支援する。また、この活動状況を各種学会等でも発表し、その活動の周知を図る。

#### (1) 「第9回母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催の支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催担当都道府県と連携して支援する。

開催予定日：2024年5月26日（日）

開催担当：滋賀県産婦人科医会

#### (2) 「母と子のメンタルヘルスケア（MCMC：Mental Health Care for Mother & Child）研修会」の推進

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフの養成、レベルアップを目的としたMCMC研修会（入門編・基礎編）を開催し、EPDSの活用法などについての教育・啓発に取り組む。また、これらの研修会を地域で開催できるような体制の構築を目指し、精神科との連携のもとでスーパーバイザー（精神科医）の養成も行う。さらに、地域での周産期メンタルヘルスケアにおいて指導的役割を担うスタッフを養成するためにMCMC指導者講習会（応用編）を開催する。また、フォローアップ研修の体制も整備し、研修会修了者の継続的な研鑽を支援する。

#### (3) 周産期メンタルヘルスケアにおける認知行動療法の導入

認知行動療法の考え方に基づくストレス対処法を導入し、周産期うつ予防並びに軽症うつの治療の可能性とその研修体制についての検討を行う。これについては、認知行動療法研修開発センター理事長 大野裕先生などの協力を得て行う。

#### (4) 愛着形成の重要性の啓発と養育者を支援するための体制整備

児童虐待や子どもの発達の問題の背景に親子関係や愛着形成の問題が指摘されていることを受け、愛着形成の重要性の啓発および養育者が安心して子どもと向き合える環境を整備していくための支援方法について検討する。

これには、精神科・小児科・行政などとの連携のみならず、発達心理学や脳科学の視点も重要であり、幅広い領域からの情報収集を行い、さらに動画

などの方法により情報発信を行っていくことも検討していく。

(5) 妊産婦の自殺予防

妊産婦の自殺については、令和4年から自殺統計原票の見直しが行われ、令和5年版自殺対策白書において、はじめて妊産婦の自殺統計が公表された。今後は医療安全部会やJSCP（厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター）と協力し、妊産婦の自殺の実態を明らかにすると同時に、予防のための対策に取り組む。

(6) 出産前後の母児ケア体制の検討

1) 産婦健康診査事業・産後ケア事業の実態の把握と課題の検討

産後ケア事業については行政もさらなる推進を目指しているが、産科医療機関がこれを進めていくためには、人員や病床の確保等、様々な問題がある。アンケート調査などにより、産科医療機関における現状と問題点を明らかにし、さらなる事業の普及にむけての検討を行う。

2) 精神疾患合併妊娠に対して、精神科医、公認心理師・臨床心理士などとの連携体制の構築を進める。

3) 社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるよう行政と連携したケア体制について検討する。

4) 父親の育児参加が推奨されているが、父親のボンディング障害、妊婦へのDV、父親の産後うつなどの問題も指摘されており（エコチル調査より）、父親のメンタルヘルスケアの対策についても検討する。

(7) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査

分娩取扱い医療機関を対象にした妊産婦のメンタルヘルスケアについてのアンケート調査を継続的に行う。

(8) MARCE周産期メンタルヘルス国際学会学術集会における情報交換

九州大学こどものこころの診療部 山下洋特任準教授が代表を務めるMARCE周産期メンタルヘルス国際学会日本支部のメンバーとして、バルセロナ（スペイン）で開催されるMARCE周産期メンタルヘルス国際学会学術集会においてシンポジストとして日本の周産期メンタルヘルスケアの実状と課題を報告し、国内外の周産期メンタルヘルスの第一線で活躍している医療関係者との情報交換を行う。

2. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助の獲得に向けた活動

(1) 日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会等と協働して新生児聴覚検査の有用性を発信する。

(2) アンケート調査で新生児聴覚検査の実施や公費補助の状況を把握して、新生児聴覚検査への公費補助の獲得・拡充に向けた活動に都道府県の産婦人科医会と協働して取り組む。

(3) 検査機器については自動聴性脳幹反応（AABR）の使用を原則とすること、検査陽性者に新生児尿中サイトメガロウイルス核酸検出検査を行うことなどについても広報してその普及に努める。

(4) 新生児聴覚検査を受けて精密検査が必要になった児の保護者に対して、その理解を促すとともに、確実に精密検査につなげることを目的にチラシの作成を検討する。

### 3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

「日本版救急蘇生ガイドライン」(最新版)に基づいた新生児蘇生法(NCPR)講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、インストラクター養成などの支援を行う。

### 4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

#### (1) HTLV-1キャリアと診断された妊産婦の支援体制についての検討

HTLV-1キャリアと診断された妊産婦の支援体制については、昨年度、東京産婦人科医会および厚労科研研究班(内丸班)と協力して、東京をモデル地区とした東京プログラムを開始したが、本年度は昨年度に行った実態調査の結果を踏まえ、その有用性を検証する。

#### (2) 東京プログラムにおいては、HTLV-1キャリアと診断された妊婦がその状況を理解すること、疾患情報の入手先や支援体制を知ることなどを目的としたチラシを作成したが、その評価を確認し、全国的に使用可能な情報提供資料の作成を検討する。

### 5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラム(プレコンセプションケア)の作成

妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前から予防的な管理が可能である。特に不妊治療開始前に、この健診やカウンセリングを実施することで、その後の周産期予後の改善が期待できる。また、妊娠前の心身の健康がこどもの発育・発達のためにも重要であることや、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍の影響などについての知識を啓発することも重要であり、これらを含む包括的妊娠前教育プログラムを作成し、産婦人科受診の促進につながる活動を行う。

この事業は「義務教育からの包括的性教育」とも関連しているため、先天異常・女性保健の各部会と協働で行い、さらに成育基本法の実践に向けた取り組みとして関連各科との連携も考慮しながら行っていく。

### 6. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。特に風疹抗体価陰性(低値)者についてワクチン接種の必要性について啓発活動を行うとともに、ワクチンの公費補助の充実に向けた活動を先天異常部会(“風疹ゼロ”プロジェクト)と連携して推進する。また本年度は妊婦向けのRSVワクチンが承認されたことに伴い、日産婦学会と連携してこのワクチンの情報提供の方法を検討する。

### 7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の公開数が未だ十分でない状況にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について、改めて医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

8. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

## V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。
3. おぎゃー献金60周年記念式典に協力する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。